

村落における社会規範の

体系の問題性

千葉正士

個人的な着想を申しあげて恐縮なことだが、動の目標である価値の問題に、社会学は関心わたくしは、村落という社会においておこなわれている社会規範の体系を、もつと組織的に研究することが必要なのではないかとおもつてゐる。もちろん、村落社会における人間関係、ないしは村落の社会形態、あるいは、その基礎としての経済的諸要因などが、むしろさきだつべき問題点であり、したがつて、最近の村落研究の動向は、ほぼこの線にそつたものとして、適切なものであるようにおもわれる。

けれども、社会学の基礎的な常識として、社会は一定の社会規範によつて規制されていからこそ一定の社会でありうるはずである。ましてその社会が集團形態をとり、しかもいわゆる共同体的なものであるならば、その集団規範や共同体規範が、この面において研究されなければならないであろう。しかし、不幸なことには、社会学は、伝統的に社会の構

成要素である個人とその作りあげる社会的諸関係に関心を集中して、社会規範そのものには、あまり注意をはらつていなかつたようではある。門外漢のいうことだからまちがつてゐるかもしれないが、最近まで、もう半世紀も前になるサムナア以上にあまり出ていなかつたようにおもう。だが、最近、個人からその内面のパソナリティに、さらにその意図行

として研究されるべきだとおもう。「政治と村落」という問題意識は、この理由を示してくるものである。

ある。門外漢のいうことだからまちがつてゐるかもしれないが、最近まで、もう半世紀も前になるサムナア以上にあまり出ていなかつたようにおもう。だが、最近、個人からその内面のパソナリティに、さらにその意図行

として研究されるべきだとおもう。「政治と村落」という問題意識は、この理由を示してくるものである。

政治のもつとも典型的なものが、国家権力の形成と発動とであろうことは、まちがいあらまい。そうだとすれば、現代国家権力の発展ルートとなつてゐる法が、政治の一面となるまい。すると、「國家法と村落」としても理解される。それでは、国家法と村落とはどういう関係として把握されるか。

これを大ざつぱにいえば、国家法が村落における規範の問題も正面からとりあげられる時期にきつつあるのではないか。他方、社会規範のうちもつとも強力なものといわれる法について、法学があつたわけだが、その問題意識は、対応しているか、だといえよう。そこで、このように規制をしているか、および、国家法の形成と実施に村落の方がどうはたらきかけられた。だが、ここでもさいわいに法社会学の発達は、法を国家法の概念的理解だけにとどまつていたものから、これを社会という舞台にひきおろすことに成功した。しかし、まだ限界がある。それは、どこまでも法を対象とするので、社会規範一般にまでこれを拡大はできないからである。これが、法社会学に対する一般的の理解ではなかろうか。

それらとならべて、わたくしは、社会における社会規範の研究がかかせないものだとおもう。というのは、國家権力は、みぎにあげ

た村落の諸面だけでなく、その社会規範にも、何かの形ではたらきかけてくるからである。

とくに、完成された近代国家においてはすぐないとしても、絶対主義国家においては、國家権力は、個人生活の内面にまではいつきて、個人に対し社会生活において選択すべき規範を指定する。わが国の例でいえば、国体思想、諱風美俗、私の精神、国民道徳、等々いうものが、直接政治においてばかりでなく、教育や社会道徳において鼓吹された。そしてそれが高度に政治的であつた。そして、それらは、勅法・祭と神社の制度・褒賞制度・祝祭日制度・その他法の形を通じておこなわれた。それは、村落の規範とくに共同体規範に有効にはたらきかけたはずである。

この理由で、村落の社会規範は、村落研究の軽視できない一面であるようにおもわれる。しかも、いまのところ、社会学と法社会学との握手によつてでなければおこなえない。それができる条件がととのいつつあるとおもわれるいま、わたくしは、社会学の分野からも、このような関心をもつものが出てきてくれる。とありがたい、とおもつてゐる。